

徳島県告示第五百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機  
関として、次のとおり指定した。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

森下 麻衣	施術者の氏名	とみ整骨院	施術所の名称	○ 阿波市市場町山野上字大西一	施術所の所在地	令和四年三月 一日	指定年月日
-------	--------	-------	--------	-----------------	---------	--------------	-------